平成３０年（再イ）第３６号

大阪市阿倍野区阿倍野元町15番８号

再生債務者　神戸　　裕

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再イ）第４１号

大阪市阿倍野区播磨町３丁目１番15―202号

再生債務者　後藤　秀樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再イ）第７７号

大阪府東大阪市源氏ケ丘18番28号

再生債務者　富永　秀一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再イ）第９３号

大阪府高槻市牧田町５番51―205号

再生債務者　山口　雅信

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再イ）第５４号

徳島県徳島市山城町東浜傍示24番地の４　セグラ山城36号室

再生債務者　山村友妃加

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月21日　　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（再イ）第３号

徳島県徳島市上助任町天神425番地　天神マンション２号棟231号室

再生債務者　寒川　　亘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月21日　　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第３４５号

札幌市白石区南郷通１丁目南４番１号　Ｄ―ｒｏｏｍ　ｓｈａｒｅ札幌白石203号

再生債務者　菅野　　暁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第１４号

札幌市東区北45条東15丁目３番６号　ノースウィル45―107号

再生債務者　笹木　　健

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第３号

千葉県印旛郡栄町安食2380番地の18

再生債務者　佐久間貴博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月22日　千葉地方裁判所佐倉支部

弁理士登録公告

平成30年５月16日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
５月16日	21538	猿田　洋平
５月16日	21539	近藤　祐資
５月16日	21540	安藤　公祐
５月16日	21541	名小路昌祥
５月16日	21542	菅　慎太郎
５月16日	21543	二宮　佳亮
５月16日	21544	西村　義隆
５月16日	21545	福田　大輔
５月16日	21546	井上　修一
５月16日	21547	森谷　哲朗
５月16日	21548	鈴木総一郎
５月16日	21549	佐藤　俊彦
５月16日	21550	堤　　馨正
５月16日	21551	土田　安紘

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成30年４月８日	13983	大野　雅子	申請抹消
平成30年５月１日	09009	伊藤　　宏	申請抹消
平成30年５月６日	19918	横山　佳弘	申請抹消

弁理士数　11,357名

（平成30年５月16日現在）

平成30年６月４日　　日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　大田　清則

登録番号　20488

事 務 所　愛知県名古屋市中区丸の内３―４―30　クエスト丸の内ビル８階　大田清則法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成30年５月１日

平成30年５月21日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　原　　武之

登録番号　30492

事 務 所　愛知県名古屋市中区丸の内１―17―19　キリックス丸の内ビル５階　オリンピア法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成30年５月１日

平成30年５月21日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成30年６月４日　　茨城県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　加藤　　忍、本籍地　茨城県

免許状の種類、授与権者、授与年月日

小学校教諭一種免許状、茨城県教育委員会、平成14年３月18日

2　失効年月日　平成30年４月24日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号該当